

仏立講の発生とその史的背景

中 濃 教 篤

1、長松の江戸生活と仏立講の発生

仏立講（敗戦後「宗教法人法」のもとで仏立宗となる）の開導長松清風（日屬）は、文化十四年（一八一七）、京都蛸薬師室町の大路浄喜という町人の子として生れ、幼名を仙三郎と称した。家は代々浄土宗であったが、本能寺塔中の長遠院で、院主秀典日雄の教化で改宗、入信の当時、八品講の發起人として活躍するにいたった。時に二九才の頃である。

三二才の時、本門法華宗の淡路津井村隆泉寺で得度、そのあと尼ヶ崎の本興寺へ入寺したが、まもなく、また隆泉寺へもどっている。

その後、隆泉寺を出て、京都東山の西行庵で二年あまり過したが、三九才で、還俗し「禪門清風」と称するにいた

った。この間に信者ができ、ついに安政四年（一八五七）正月十二日に、（四一才の時）京都蛸薬師の千切屋八品堂の谷川浅七宅で八品講を開講し、これが仏立講の発生となった。谷川浅七が最初の講元となり「ハジメノ御講聴衆四人ナリ」といわれたが、

「千切屋八品堂浅七ノ宅ニテ本門仏立講ヲ開講シ、追々繁昌ニ及ンデ、町内年寄中村半兵衛ト論ニ及ビ、此家ノ宿坊興福寺ト法論ニ及ビ、大ニ折伏ヲシテ終ニ又此町内旧宅ヲ追ヒ出サレテ、三条両替町ノ角、島田八郎左衛門ノ隠居処ニ住ス」

というように折伏によって、信者を獲得して行った。

以上が、長松清風が仏立講を開講するまでの簡単な歴史である。この間に注目すべき行動が二度ある。

その第一は、長松が二六才の時江戸へ出て、二八才まで

の二年間をここで過したと、時に天保十三年（一八四二）である。

前年の天保十二年には、江戸において、幕藩体制の行きづまり打開を目的とする、老中水野忠邦による「天保の改革」が行われている。当時仏教界は僧侶の墮落がめだち、「道心はもとよりもなし、そら聖珠数のつるにと浮世祈れり」といわれるように、僧侶が吉原や山崎の遊女に耽溺して嘲されたり、天保十三年二月に寺社奉行により「突窟」すなわち窟くじの禁止（徳川禁令考）がなされたりしていた。

こうした仏教僧尼の墮落が、長松の思想に大きな影響をあたえたであろうことは容易に想像される。彼の詠んだ歌に僧侶への痛烈な批判が多いのは、そのことをいかになくしめしている。

すがたこそ坊さんなれど鬼心人を地獄の車ひきなり
大講義大教正の名をつけて法をうれどもかふ人はなし
題目で御布施が取れぬ物故に在家のしらぬ御経よむ也
などというのがその一例であるが、この最後の歌には「誑誦謗法」の考えが含まれていると見てもよからう。

と同時に、この頃の江戸では、富士講の一派である身縁派の伊藤参行による講組織の飛躍的發展があり、一般に江

戸八百八講と呼ばれ、天保十二年（一八四一）には、江戸に四百余の講をもち、信者数七万といわれていた。この富士講の影響もまた長松にはあったと見ないわけには行かない。彼が江戸から京都へ帰るとすぐに八品講に入ったというのは、以上のような江戸社会の現実が大きく原因していたというべきではなからうか。仏立講が関西で発生しているながら、終始、江戸町民的な臭いが強いのも、こうした点から理解できるように考える。

ここでついでに仏立講の信者層についてふれておくとしよう。

2、仏立講の信者層

さきにも述べたように、谷川浅七という講元が町人であったと同時に、長松が四三才の時、大津の酒造業小野山勘兵衛の胃病を癒し、これを入信させ、大津に法華堂を建立する基礎を作ったが、この小野山を紹介したのは信者の植木職人であったといわれている。

それこれを総合して見ると仏立講の信者層は、関西の町人であり、商人や職人でしかも豪商といったような層ではなく、中、下層の商人であったといえる。

金ためて功德になるとおもふなよたることしらぬ餓鬼に

こそなれ

あきうどの大金もうけしよろこびはおそしさまでは竜の口也

などという金もうけ主義への批判は、豪商には縁のないものであるとともに、金もちに対する中、下層市民の感情の反映でもある。

この意識は、

智慧ありて仏になれぬ学者かな信の一字で無智は成仏
ちゑ工夫窮理の中をさがせどもそんな処に御利益はなし
ものしらぬ人こそよけれ物識らばみな信心の邪魔になる
なり

というなまじの智者学匠ぶりへの批判にも通じている。もちろん、ここには、墮落僧の經典読誦業への憤りも多分に含まれていることは事実であるが、極めて民衆と結びついていたらばこそであることを見逃してはならない。

したがって、当時の下層町人のもっていた平等観や世直し思想が見えもする。

公家の子も田舎におけばいなかも人は氏よりそだち也
けり

ありがたや今折伏ははやるなり旧弊ぐわん固改良をせよ
ともすればむすこむすめが親よりも信心深く欲あさきな

り

と詠まれているのがそれである。ここらあたりには、民衆の講として、仏立講が発展してくる鍵があつたし、それに「現証利益」「利益信心」「折伏行動」が裏はらの関係で民衆をとらえていったと見てよからう。

信心にこればこる程御利益を頂くことの妙な法かな

信心といふは折伏折伏をせねば御弟子といふいはれなし
信心のおかげで店の賑ひで大恩わする罰当りあり
という具合にである。

松平左近との出会い

これまで長松の仏立講開講までのうちに注目すべきことの第一についてふれながら、その信者層と、その反映と見られる長松の思想について分析してきたが、第二に記しておかねばならないことは、清風四〇才の安政三年（一八五六）に讃岐高松城主の弟である松平左近頼該とともに日隆門下の日然・日紹の学説を奉ずる皆成派に対抗して、三途成仏説に批判を加えたことである。この頼該と清風との関係や高松講の実態などについては、今後の研究によってより明らかにされることを期待する他はないが、この二人の関係も「仏立講の創立は、高松八品講よりの分離

であつた。従つて爾來、高松講との間に不和を生じ、高松講に於ても清風排斥が起つた。頼該は初め同一久遠派内に分裂を生ずることは不利であるとして、異体同心の趣旨に依り、その間の調定を計つた。然るに安政五年十月、清風が菩提の直路を著してその学説を明かにするや、遂に三途不成の名目論で決裂するに至つた」といわれている。(「執行海秀著「日蓮宗教学史」参照)

それはそれとして、ここで問題提議にしか過ぎないが、一言ふれておきたいことがある。それは讃岐高松藩祖の松平頼重は水戸の頼房の長子で光圀の同母兄であるが、その頼重が延宝元年(一六七三)二月、將軍に「神社仏寺」の刷新について上書をしていることであり、その内容についてである。すなわち

一、日本神國ニ候得共、近代中絶仕、国主領主ニ被_レ仰付_テ、無用の社減し、古來より名有_レ之社輕く造營仕、宗源之社ハ、社人計、兩部習合之社ハ社人ハ社人、本地堂ハ別當、其々ニ役義相勤、神道の作法急度相心得候様ニ可_レ被_レ仰付_テ義ニ奉_レ存候事

一、諸宗之寺々、諸國ニ夥敷罷成候、然る故、住持の吟味無_レ之、且那の嶺肩有_レ之て、古跡ハ退転致、新規の寺結構ニ罷成候間、國々ニ一宗一宗の下、本地吟味を以被_レ

仰付_テ、無用の寺々減し、古跡取立、并むさと出家ニ不_レ罷成_ニ候様ニ、国主領主ニ屹度被_レ仰付_テ候ハ可_レ然奉_レ存候事

とあり、神社や寺院に厳しい態度をとるよう進言している。このような頼重の考えが頼該にはどのように受けとめられていたのであろうか。また頼該の八品講に対する熱烈な信仰とどうつながりがあるのであろうかは興味あるところである。とくに、高松に招かれた長松清風には、こうした高松藩の歴史がどのように影響したのかは研究の余地がありそうである。

3、政治権力への妥協

さて、長松は、文久二年(一八六二)四六才の時に「仏立講是」を認めたが、それには「四恩奉答ノ御為」として「末法相応利益現証ノ妙法蓮華經ヲ信ズル輩、オノノ勤仕家業ノイトマ信者ノ面々家々ニテ題目講ヲツトムル事ハ、國王、父母、師匠、一切衆生ノ四恩ヲ報ゼンガ為、及ビ先祖ノ菩提、家運長久ノモトキ現世安穩ノイノリ、未来仏果ノ種ヲ養育セムガ為ナレバ、尤モ家業ノイトマヲハラヒ、慈悲、親切、柔和、忍辱ヲモト、シテ互ニ儉約ヲ守リ、無益ノ費ヲハブキ、世間ノ雑談ヲトバメテ、信心ニ御

講ツトムベキコト」とあり、

「出世両輪」として「家業アレバコソカ、ル功德ヲモツム事アレ、カ、ル善事ヲナセバコソ、水難、火難、盜難、病難、不慮損失ノ難ヲモノガレテ、諸仏菩薩諸天等ノ御アハレミニモアヅカルコトナレ。世出世ハ車ノ両輪ノゴトシ油トトモシビノゴトシ、イヅレ欠ケテモナルベカラズ。信心ハ家業ツトムルウチニコモレリ」と訓し、「只在家ノワレハ、上ハ國王ノ恩ヲ思ヒ、及ビ親ニ孝行、主ニ忠義ヲサキトシテ、父母ノ未來ヲモトブラヒ、子孫永統ノハカリゴトヲモイトナムコト也。オホケナクモ、国土安全ノ御タメニモナレヨカシ、トツトムルワザナレバ、火難、水難横死等ノトムラヒヲモナシ、又ハ講内ニ病人等アレバ互ニ親切ヲモテ病氣平癒ヲモイノルベシ、火事アラバ見舞フベシ、死人アラバトムラフベシ」と説いている。

これらの講是を通じていえることは、封建道德の主張であり、現世利益主義であるということである。さきほどらいい述べてきた町人意識のさまざまな面も、この講是になるとこのようにまとめられてくるのである。ここに長松清風の「折伏」主義が権力への抵抗に發展せず現実妥協主義の限界を保ちつづけるというパターンの集約が見られる。

その典型的な例は、明治二年（一八六九）五三才の時、

庶仏棄釈、神仏分離の政策のもとにあつて、長松が奏講元にあてた書状の一節である。

「当時ハ神仏トモニ已前ニ御用ヒ異ナル歟、仏法御廢止トモナルベキ歟ノ御ニハ、四恩抄ノゴトク、國王国土ノ恩ヲ思ヒ、又此國ニ御用ヒニナレルモ國王ノ恩召ナレバ、天長地久国土安穩、万民快樂ノタメニ法華誦誦イタシ候テ、此ノ皇國ノ大恩報謝ノ御タメノ鎮護國家ノ大法ナリ、故ニ經ノ御力ヲ弘通シテ、国土ノ泰平ヲイノルヲ宗旨トスルトアルガ、比叡山ニモ当宗ニモ天下御免ニナルイハレナリ」とあり、かりに仏教の諸派が禁じられても「鎮護國家」の大法である天台や法華宗は認められるとして、明治絶対主義天皇制へまるで身を寄せてしまっている。

4、仏立講に対する圧迫

この長松の態度は、その前年である明治元年（一八六八）「清風はキリシタンの邪法を使って世人を誑惑する」ということで投獄させられたが、「京都府知事長谷少将ノ御前ニテ出家ヲユルサレテ」本能寺日意の弟子となつて出獄している事実とも無関係ではないようである。すなわち再度の出家がこの時であるということは、仏立講が民衆のものによって運営されるのではなくして、出家という指

尊者によるものとなり、教団の性格が反映して他の講と違った性格をもつようにならざるをえないし、ここらにも仏立講の権力に対する弱さの原因の一つを窺えるのではあるまいか。

牟に三たび入れられ八度ところをば追ひ出されつつ立てしこの講

という歌のもつ重さが、天理教の中山ミキや大本教の出口王仁三郎ほどの強さをもって響いて来ないのも、こうした点に由来するといえそうである。

明治四年（一八七二）正月四日、清風は「本門仏立講不退衆十人組談合永続申堅ノ事」という信者への訓誡をあたえている。それには「此本門仏立講開講已来、倍增繁栄今日本国ニカ、ル信心強盛ノ大講有ルコトナシ、諸門流寺檀共ニ名ヲシラザルモノモナクナレリ。サレバ当講開発ノ導師清風死シタル後モ、相互ニ面々心ヲ合せ、思ヒく二三五人ノ別講ヲタテヌヤウ、当講衰微ニ及バヌヤウ永続ヲ祈リ」これを守らずに三宝の冥加にはずれて罰を蒙らぬようにせよとある。講の發展とともに別講をたて分裂するようになることを気づかっている。明治十年（一八七七）には花洛の仏立講三三組人数凡そ一万人というから、この頃には相当有名になっていたことは事実であろう。

こうした信者の増加とも関連して、この年京都の西七条方面に住む僧侶、神官、山伏、医師などが儒者大矢某を代表として府知事榎村正直に「清風は邪法を弘むる者」として讒訴したため宥清寺に捕手がむかい、長松をはじめ弁了（日随）現随（日教）種栄の三人の弟子を逮捕入獄せしめるといふ事件が起っている。これは長松にとって第三回目の入牢である。

「宗門ノ本尊ハ万法具足ノ大曼荼羅ニシテ、題目ヲ以テ本尊トナス。經ニ云ク『如来一切所有之法』コレ妙法五字ニ万法具足ノ文証ナリ。此五字文ニ非ズ、義ニ非ズ、一部ノ心ナリト。行者己心ノ三千具足ナリ。一切衆生ノ仏性ナリ。一切衆生語黙作々、皆一心ヲモト、シテ起ルナリ。故ニ心ヲ一境ノ妙法ニ止メテ余念ナク平ニセシムレバ、生死ニ迷ハズ、主ニ忠ニ、親ニ孝ノ誠ノ心トナリ、信心ノ位ニテ悟ノ位ニ入ルノ直道、仁義五常ノ道モ自ラニ立テバ現世安穩ノ法ナリ」という「本門仏立講々旨」もこの五六才の年の六月に発表されている。

5、「三条教憲」と仏立講改正定則

この明治五年には「第一条敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事、第二条天理人道ヲ明ニスヘキ事、第三条皇上ヲ奉戴シ朝旨

ヲ遵守スヘキ事」のいわゆる「三条教則」が教部省から発せられ、絶対主義天皇制のもと、神道を国教化して、あらゆる宗教をその隷属化におくという政治体制が強められてきたのである。

この「三条教憲」の精神は、明治十五年（一八八二）の十月に発表された「本門仏立講改正定則」にとり入れられ絶対主義天皇制への従順ぶりが、いかになくしめされるにいたっている。

「講内心得」

第一条 天朝ノ御趣意ヲ堅ク相守可中事

第二条 神明ハ尊重シテ疎略ニスベカラズ

というのがそれである。と同時に、折伏にもなつて生ずる行き過ぎた行動への戒めを含む「世法」への気兼ねが強まってきた。

第四条 宗法ニ事ヲ寄セ奇異ノ説ヲ唱ヘ申スベカラズ

第五条 他ノ人入講スル時、其家ノ神礼仏像ヲ持帰リ、

或ハ破却等ノ儀決シテ致聞敷事

などがそれであり、「御講勤メ方心得」にある

一、先祖ヲ弔ハンガ為、仏事ヲ督ミ候トモ世法ニ背カザル様相慎ミ候事

一、不行儀不作法ナク、物静ニ近隣ニ妨害ニ成ラザル様

相勤メ候事

もそれである。

これらの注意は当然のことでもあるが、他面では、長松のもつ権力への姿勢のあらわれでもあることを見逃してはならない。

というのは、「世法遵守」は、長松では「王法」と不可分にとらえられていたからである。さきの「三条教憲」がそのまゝ仏立講の講是となったのは、その典型的な例だが、それよりさきの明治九年（一八七六）十一月に清風が認めた「本門仏立講興起ノ来由」の添え書に、「仏道ヲ行ズルニモ弘ムルニモ、皇国ノ人民、王法ハ大切ニ遵守シ世法ハイササカモ違背セザル様ノコトハ、兼テ申論シ置候。別紙ノ通りニ諸祖々へ御示シ可被成候也」とあることから、その事實は証明できよう。

6、仏立講の東京開教と長松の信仰態度

ところで、その勢力について見ると、明治十四年（一八八一）長松六五才の時「今講中、京ニ三千戸、人数万ヲ以テ数フベシ、丹後、丹羽、伊勢、紀州、讃岐等、大阪、兵庫、神戸等追々ニ繁栄々々ニ加増ス」と記されているから、この頃には関西一門に信者が増えてきていることがわ

かる。そして翌年の明治十五年（一八八二）には、日扇徒弟の日教（現隨）を東京開教のために東上させ、明治十八年（一八八五）三月に乘泉寺十五世の法灯を日教が継承しようやく東京での布教活動が緒につき始めるにいたつたのである。

明治四十五年頃になると、関東一円から浜松、北海道などに信者はひろがっている。この信者の増加は大正、昭和の不況時代、すなわち大正八年から十二年頃と昭和六、七年頃に著るしいように思えるが、このことは他の新興宗教の信者拡大の時期と符合している。

昭和六年（一九三一）における教勢は東京市内に三五九組、地方一三六組で信徒二千三百戸といわれている。

ここで長松日扇の信仰態度について一言すれば、その著「拝要抄」で日扇は「宗祖に佐前佐後の法門の相違あるが如く、当講に於ても明治十四年十一月の御遠忌以後の教説をもって第三法門となすべし」と述べているが、信心正因から口業正因の考えが強まり、ついに「誦誦誇法」論を強調するようになる。

明治十九年（一八八六）の「無智清風得分伝」に

「宗祖ハ未来ヲカンガミ給ヒテ、一經ノ誦誦ヲ許サズ、題目ノ七字ニ余文ヲ雜ヘズ、専ラ口唱ヲ一向ニセバ利生得

益盛ン也。若シ諸行ト口唱ト並ベ行ズレバ、利生ノ出ツベキ口唱ニモ一分ノ得益ナシトナルナレバ、題目ノ行者ハ誦誦スベカラズ、若シ誦誦スルトキニハ、口唱ヨリモ誦誦ノ功德ハスグル、ト在家ノ耳ニキカシムルノ大誇法也。清風汝ガ妙講ノ一坐ニ出シタル要文ハ、題目ヲ讚嘆シテ上行要付ノ文証ヲ誦誦シ口唱即持持戒ノ行者ノ心得用心等ヲ教ヘタル也。題目ヲ輕ンゼシメテ、施物ヲ貪ル地獄ノ業ノ罹物誦誦トハ、天地水火ノ違目也」とある。

ここで注目すべき点は、この変化のあつたといわれる年の明治十五年にさきに紹介した「本門仏立講改正定則」が出されているということである。しかし、これらの関連を信仰態度においてとらえることは現案研の若い研究者にゆだねることとする。

以上社会史的に長松清風を中心として仏立講について論じてきたが、われわれ教団に属する者としては、批判は批判として、これから学ぶべき多くのもののあることも忘れてはならない。それは民衆と密着した布教態度であり、講組織による折伏伝道であるといえよう。

（註）この論文を踏み台として、若い研究者とともに一度研究会を開き、それぞれに社会史、教学などの分野を分担して目下資料を集めつつ、研究が重ねられ、深められていくことを附記しておく。